

議案第38号説明資料

令和2年9月1日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～3
参考資料	4
新旧対照表	5～13

子育て支援課

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度において、0歳から満3歳未満の子どもの保育の機会の拡充を図る目的から、家庭的保育事業等（①家庭的保育事業、②小規模保育事業、③居宅訪問型保育事業、④事業所内保育事業）が新たに設置され、児童福祉法に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営の基準が定められています。

また、昨今の保育ニーズの高まりを受け、家庭的保育事業等の整備及び拡充を更に進めることを目的に、連携施設の確保義務、食事の提供、保育士の配置に関する基準を緩和するため、令和2年4月に国基準の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について規定を改正します。

2 改正内容

(1) 家庭的保育事業等の連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）は、次の連携協力を行うための連携施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）の確保が義務付けられています。

（5年間の経過措置期間があります）

【連携協力する内容】

- ・ 集団保育を体験する機会をつくる等の保育内容の支援
- ・ 職員の病気等により保育できない場合の代替保育
- ・ 卒園後の受入れ先の確保

① 経過措置期間について、5年から10年に延長します。

② 連携施設について、小規模保育事業（A型・B型）及び事業所内保育事業を追加します。

家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内保育事業	
	A型	B型	C型		小規模型	保育所型
○	○	○	○	—	○	○

(2) 食事の提供に係る基準の緩和

家庭的保育事業等における食事の提供は、自園調理が原則となります。ただし、要件を満たす場合であれば、外部搬入することも認められています。
(自園調理への移行は、5年間の経過措置期間があります)

家庭的保育事業は、居宅において保育を行うことが多いため調理設備の確保が難しく、また、個人事業主が運営していることが多いため、外部搬入先を確保することが困難な状況にありました。

- ① 自園調理への移行に係る経過措置期間を5年から10年に延長します。
- ② 保育所等から食事の提供について受託している事業者からの外部搬入を認めます。

家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内保育事業	
	A型	B型	C型		小規模型	保育所型
○	—	—	—	—	—	—

(3) 保育士の不足の解消に係る配置基準の緩和

保育士とみなす職種として、保健師又は看護師を規定しています。

- ① 保育士の配置人数について、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるようにします。
- ② 保育士の負担軽減のため、開所時間（8時間）を超える場合は神奈川県の子育て支援員研修を修了した者の配置を可能にします。

家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内保育事業	
	A型	B型	C型		小規模型	保育所型
—	○	—	—	—	—	○

(4) 居宅訪問型保育事業の対象者の明確化

居宅訪問型保育事業は、居宅において乳児・幼児と保育士が1対1で保育を行う事業です。

- ① 保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳児・幼児が対象になることを明確化します。

家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内保育事業	
	A型	B型	C型		小規模型	保育所型
—	—	—	—	○	—	—

(5) 避難施設の基準の改正

- ① 建築基準法施行令の規定に従い、避難階段等の基準を改正します。

家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内保育事業	
	A型	B型	C型		小規模型	保育所型
—	○	○	—	—	○	○

(6) 施行日

公布の日から施行します。

<参考>

○ 家庭的保育事業等の分類

事業	概要	利用定員
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で少人数を対象に保育	1～5人
小規模保育事業	①A型：保育所分園に近い類型 ※保育従事者の全員が保育士 (もあなこびとのこや)	6～19人
	②B型：A型とC型の間間的な類型 ※保育従事者の1/2以上が保育士	6～19人
	③C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする保護者、乳児・幼児の居宅で保育	—
事業所内保育事業	主に企業が従業員への支援策として事業所内等で保育	小規模型：19人以下 保育所型：20人以上

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1条～第6条 省略 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項の保育所をいう。)、幼稚園(同項の幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項の認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p><u>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用</u></p>	<p>目次 省略</p> <p>第1条～第6条 省略 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項の保育所をいう。)、幼稚園(同項の幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項の認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 省略</p>

改正案

現行

しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

改正案	現行
<p><u>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>第8条～第16条 省略 （食事の提供の特例）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができる者として町が相当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p> <p>第18条～第28条 省略 （設備の基準）</p>	<p>第8条～第16条 省略 （食事の提供の特例）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第18条～第28条 省略 （設備の基準）</p>

改正案

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
省略		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、 <u>バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）</u> を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。）

現行

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
省略		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、 <u>バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）</u> を有する付室を通じて連絡すること

改正案

現行

- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- とし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。
- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ～ク 省略

第30条～第37条 省略

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項の母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

(5) 省略

第39条～第43条 省略

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 省略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保

ウ～ク 省略

第30条～第37条 省略

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第4項の母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

(5) 省略

第39条～第43条 省略

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 省略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保

改正案

現行

育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
省略		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

階	区分	施設又は設備
省略		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（ <u>同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。</u> ）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

改正案	現行
<p>ウ～ク 省略</p> <p>第45条 省略 (連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>第47条～第49条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 省略 (食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第</p>	<p>ウ～ク 省略</p> <p>第45条 省略 (連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>第47条～第49条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 省略 (食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限</p>

改正案	現行
<p>45 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第 48 条第 1 項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の許可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 16 条、第 23 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 24 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第 3 条 <u>家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号の事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>第 4 条～第 5 条 省略</p> <p>（<u>小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例</u>）</p> <p>第 6 条 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項の保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該</u></p>	<p>る。）並びに第 48 条第 1 項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第 3 条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号の事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第 4 条～第 5 条 省略</p>

改正案

現行

保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。